

(目的)

第1条 この要綱は、市民の省エネ行動の促進を目的として実施する低炭素化推進事業の運営について必要な事項を定め、家庭部門の温室効果ガスの排出削減を推進し、もって地球温暖化対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 電気の使用により発生するとみなされる二酸化炭素をいう。
- (2) 省エネ行動 自ら居住する住居内における電気の使用を抑制する行動をいう。
- (3) ウェブサイト カルネコ株式会社が運営するEco Value Interchange(以下「EVI」という。)をいう。
- (4) ポイント EVI上で発行されるポイントをいう。
- (5) エネルギー供給事業者 東京電力株式会社をいう。
- (6) 運営者 カルネコ株式会社をいう。

(参加要件)

第3条 低炭素化推進事業に参加することができる市民は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 省エネ行動に積極的に取り組む意欲があること。
- (2) 平成30年11月1日以降、南アルプス市内の住居に居住していること。
- (3) 低炭素化推進事業に参加する市民(以下「参加者」という。)の属する世帯(以下「参加世帯」という。)のいずれかの者が、原則として、過去1年間継続して電気等の供給契約を、エネルギー供給事業者と締結していること。
- (4) 前号に規定する電気等の供給契約に記載する住所と、現に居住している住所が同一であること。
- (5) 平成30年11月1日から1年以上、参加世帯に属するいずれかの者により、その住居において日常生活が営まれることが予定されていること。
- (6) 参加世帯に属するいずれかの者が、同一実施期間において、低炭素化推進事業に参加していないこと。
- (7) 原則として、南アルプス市低炭素化推進協議会(以下「本協議会」という。)が開設するウェブサイトを利用できる環境を整えていること。ただし、ウェブサイトが利用できない場合別途相談すること。

(募集世帯数)

第4条 低炭素化推進事業の募集世帯は、120世帯とする。

(募集期間)

第5条 参加者の募集は、平成30年11月1日から同年11月30日まで行う。

- 2 前項に規定する募集期間内であっても、参加申込を行った市民の数が、前条に規定する募集世帯数に達した場合は、募集はその達した日までとする。
- 3 本協議会は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じて募集期間を変更できるものとする。

(参加申込)

第6条 低炭素化推進事業に参加しようとする市民は、低炭素化推進事業参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)に必要事項を記載し本協議会に提出しなければならない。

(参加の決定)

第7条 本協議会は、前条の規定による参加の申込みがあったときは、当該参加申込書の記載事項を確認し、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、参加の決定を行うものとする。

- 2 本協議会は、前項に規定する参加の決定に当たって、必要な場合は、本協議会が別に定める選定基準に基づき参加者の選定を行うものとする。
- 3 本協議会は、第1項に規定する参加の決定を行った申込者(以下「参加決定者」という。)に対して、エネルギー供給事業者が別に定めるエネルギー使用量の情報開示に関する同意書兼委任状(以下「委任状」という。)等の提出を求めるものとする。
- 4 本協議会は、参加決定者が第6条に規定する参加申込書に虚偽の事実を記載していた場合又は前項に規定する委任状等の提出を本協議会が別に定める期日までに提出しない場合は、参加の決定を取り消すことができる。

(実施期間)

第8条 低炭素化推進事業の対象となる省エネ行動の実施期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 平成30年12月から平成31年2月までの電気の使用に相当する期間

(省エネ行動の実施)

第9条 参加者は、前条に規定する実施期間において、参加世帯に属する者の協力を得ながら、可能な限り積極的に省エネ行動を行い、温室効果ガスの削減に努めるものとする。

(エネルギー供給事業者からの情報開示)

第10条 本協議会は、第7条第3項に規定する委任状に基づき、第8条に規定する実施期間及び実施期間の前年同時期における参加世帯の電気の使用量に関する情報を、エネルギー供給事業者から受けるものとする。ただし、エネルギー供給事業者が情報提供に同意しない場合は、該当のエネルギーの削減量はポイントの付与の対象外とする。

(温室効果ガス削減量の算定)

第11条 第8条に規定する実施期間において削減した温室効果ガス排出量の算定方法については、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条の規定により開示された実施期間における参加世帯の電気の使用量に関する情報に基づき、実施期間における参加世帯の電気の使用に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
- (2) 前条の規定により開示された実施期間の前年同時期における参加世帯の電気の使用量に関する情報に基づき、実施期間の前年同時期における参加世帯の電気の使用に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
- (3) 第1号で算定した温室効果ガス排出量から、前号で算定し

た温室効果ガス排出量を減じて、参加世帯の温室効果ガス削減量を算定する。

(ポイントの付与)

- 第12条 本協議会は、第9条に規定する省エネ行動の実施により、実施期間の前年同時期と比較して温室効果ガス排出量を削減することができた参加者(以下「削減達成者」という。)に対して、ポイントを温室効果ガス削減量に応じて付与するものとする。
- 前項に規定するポイントの付与に当たっては、前条の規定により算定した温室効果ガス削減量に基づき、削減された温室効果ガス排出量1キログラムにつき、1ポイントとして換算する。
 - 前項の規定による換算においては、温室効果ガス排出量1キログラム未満は、これを切り捨てる。
 - 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定に基づき付与するポイントは、実施期間で200ポイントを上限とする。
 - 本協議会は、運営者に対し、第2項の規定に基づき算定したポイントを削減達成者に付与するよう依頼するものとする。
 - 前項の規定に基づき運営者が行うポイントの付与は、次に掲げる月に行う。
 - 温室効果ガス削減量に基づくもの 平成31年4月
 - 前項に規定するポイントの付与後において再度付与することは、盗難、滅失等いかなる事由であっても、これを行わない。

(ポイントの利用)

- 第13条 前条に規定するポイントは、その有効期間内に参加者等が運営者が定める方法でポイント交換を行った場合に利用することができる。
- 前項に規定するポイントの有効期間は、運営者の定めに従うものとする。
 - 前項に規定する有効期間内に利用されなかったポイントは、当該有効期間が満了したときに、その効力を失うものとする。

(参加者への通知)

- 第14条 本協議会は、第11条の規定に基づき算定した温室効果ガス削減量及び第12条の規定に基づき算定したポイント数を、参加者に実施期間後に通知するものとする。

(参加アンケートの提出)

- 第15条 参加者は、第8条に規定する実施期間終了後、本協議会が別に定める参加アンケートを本協議会に提出しなければならない。

(変更等の届出)

- 第16条 参加者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、本協議会に届け出なければならない。
- 第6条に規定する参加申込書の内容に変更が生じたとき。
 - 低炭素化推進事業への参加を辞退するとき。
 - 本事業で登録した電子メールアドレスに変更があったとき。

(禁止事項等)

- 第17条 参加者は、本協議会が低炭素化推進事業の運営上適当でないと認める行為を行ってはならない。
- 参加者が前項に該当する行為を行った場合、本協議会は参加者に対して、付与したポイントに相当する金額の返還を求めることができる。この場合において、参加者は返還の求めに応じなければならない。

(個人情報の取扱)

- 第18条 本協議会は、低炭素化推進事業の運営において個人情報を収集するに当たっては、南アルプス市個人情報保護条例(平成15年南アルプス市条例第251号)第3条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。
- 収集した個人情報は、本協議会のほか、本協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
 - 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、南アルプス市個人情報保護条例その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(広報啓発への協力)

- 第19条 参加者は、第1条に掲げる目的を達成するため、本協議会が行う南アルプス市民参加者による低炭素化推進事業に関する市民への広報啓発の取組みに対して、可能な範囲で積極的に協力しなければならない。

(ウェブサイトの開設・運営)

- 第20条 本協議会は、インターネットの利用により、低炭素化推進事業に関する情報発信を行い、市民への周知を図るとともに、低炭素化推進事業への参加の申込みを受け付けること等により、市民参加者の利便に資するため、低炭素化推進事業に関するウェブサイト(以下「本ウェブサイト」という。)を開設し、運営するものとする。
- 本ウェブサイトから、インターネットの利用による低炭素化推進事業への参加の申込みに係る情報を発信した市民のうち、第5条第1項の募集期間内に本協議会が当該情報の受信をした者については、当該受信をもって、参加申込書の提出を行ったものとみなす。
 - 本ウェブサイトの利用は、本協議会が別に定める本ウェブサイトの利用に関する規約を遵守することに同意した上で、行うことができるものとする。

(免責)

- 第21条 本協議会及び南アルプス市は、参加者及び参加世帯に属する者のいずれかに低炭素化推進事業に関する行為により損害が生じたとしても、一切の損害を賠償する責めを負わない。

(委任)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、低炭素化推進事業の運営について必要な事項は、本協議会が定める。

附則

- この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 低炭素化推進事業の運営に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。